

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	みの草第2組合 (みの草)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内で主に栽培している作物は米である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理である。地域が抱える課題として農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農業収入の低下、新たな担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足、機械等の共同利用が進まないこと、農業用機械の購入ができないことが挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは、農業者の高齢化、担い手不足、肥料・燃料代の高騰である。
主な作物: 米

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図ることを目指す。また地域の所得向上に向け、企業による農業参入に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域に移住する方に、家と農地をセットにして提供することで農用地の利用率を高める。 ・しばらくは現状維持に努めるが、農業希望者の移住定住を促進することで、農作物の生産率の向上や担い手確保につなげ、参入した新規就農者へ集約等を図りたい。 ・みの草第2集落の農地のほとんどが基盤整備実施済みであるが、基盤整備未実施の複数の小規模農地を1つにまとめることを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備に取り組む予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携し、新規就農者の確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
年々、農作業のできる人数が減少しているため、JA等の専門農業者へ委託あるいは移住定住策を促進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①防護柵等の設置及び補修、点検等を行う。 ⑦基本的には個人で保全・管理を行うがそれが厳しい場合には中山間組織で協力し、草刈り等の保全を行う。				